

## 2026年度 滋賀県福祉系高校修学資金返還充当資金貸付事業募集要項

福祉系高校修学資金の貸付を受けた者が、介護保険施設および事業所以外の福祉分野の施設及び事業所（充当資金返還免除対象事業）に従事した場合に、福祉系高校修学資金の返還に充てるための貸付です。貸付は無利子です。また、福祉系高校を卒業後、滋賀県内の施設等において充当資金返還免除対象事業の業務に3年以上従事した場合、貸付金の返還が免除となります。

1. **貸付対象者** 福祉系高校修学資金の借受人のうち次の①～②の要件を全て満たす方
  - ①福祉系高校修学資金について、福祉系高校を卒業した日（福祉系高校を卒業後、大学等に進学した場合、大学等を卒業した日）から1年以内に介護福祉士の登録を行った者
  - ②卒業後に福祉系高校修学資金の返還免除対象業務である介護職員等の業務に従事せず、充当資金返還免除対象業務に従事した者。（詳細は5. 当然免除の項目参照）
2. **貸付額** 福祉系高校修学資金で貸付を受けた額と同額
3. **貸付利子** 無利子
4. **連帯保証人** 福祉系高校修学資金貸付と同じ者とする
5. **返還免除** 次の①と②の両方を満たした場合、貸付金の返還を免除します。
  - ① 福祉系高校を卒業後、1年以内に介護福祉士の登録を行い、充当資金返還免除対象業務に従事。  
※「充当資金返還免除対象業務」とは、具体的には、介護福祉士もしくは社会福祉士を受験する際に実務経験と認定される「施設・事業所」「職種」から福祉系高校修学資金の返還免除対象業務の範囲を除いた業務のこと。
  - ② 県内で継続して3年以上（在職期間が通算1,095日以上かつ業務に従事した期間が540日以上）充当資金返還免除対象業務に常時従事（常時従事しない場合であっても月15日以上に従事日数がある場合を含む）した場合。
6. **申請に必要な書類**
  - (1) 貸付契約変更申請書
  - (2) 採用（予定）証明書
  - (3) 返還猶予申請書
  - (4) 資格登録届(35号) 及び 資格登録証の写し
  - (5) その他、滋賀県社会福祉協議会会長が必要とする書類※福祉系高校を卒業時に提出すべき書類が別にあります（別途案内）
7. **申請方法**

申請者が申請書類等を郵送※または持参により、下記の申請先まで提出してください。郵送の場合は、不着等の事故を防止するため、特定記録郵便等の郵送を奨励します。普通郵便で郵送し、不着等の事故が生じた場合の責任を負いません。
8. **その他** 審査のうえ貸付の可否を決定します。
9. **問合せ先**

社会福祉法人 滋賀県社会福祉協議会 介護福祉士修学等資金担当  
〒525-0072 滋賀県草津市笠山7丁目8-138 県立長寿社会福祉センター内  
TEL : 077-567-3950 FAX : 077-566-3611  
滋賀県かいご・ふくしのシゴト Web [https://fukushi.shiga.jp/kaigo\\_ouen/kaigo\\_syugaku](https://fukushi.shiga.jp/kaigo_ouen/kaigo_syugaku)